

令和7年度 岐阜聖徳学園大学附属小学校

## いじめ防止基本方針

## はじめに

ここに定める「岐阜聖徳学園大学附属小学校いじめ防止基本方針」は、平成 25 年 6 月 28 日公布、平成 25 年 9 月 28 日に施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第 13 条をふまえ、仏教精神を基調とした建学の精神「以和為貴」のもと、全校の児童が安全で楽しい学校生活を送ることができるように、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

### 1 いじめ問題に対する基本的な考え方

#### (1) 定義

法：第 2 条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### (2) いじめ問題に関する基本認識

- ①いじめは、人間として絶対に許されない行為であること。
- ②いじめは、どの学校にも、どの児童にも起こり得る問題であること。
- ③いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい問題であること。

#### (3) いじめ問題に対する基本的な構え

本校は、学校の教育活動全体を通じて、以下の 6 つの考え方を大切にする。

- ① 人間として最も情けなく、憎むべき言動は「いじめ」である。
- ② 意味があることにがんばる子を、先生たちは精一杯応援する。
- ③ がんばる仲間の足を引っ張る子には、みんなで指導する。
- ④ 困ったことがある時は、一番相談しやすい人に相談する。
- ⑤ いやなことやからかいをする子を、みんなで注意する。
- ⑥ 先生達は、相談されたら、その日のうちに解決に向けて立ち上がる。

上記の基本認識に基づき、学校の教育活動全体を通じて、児童の心身の安全と児童および保護者の安心を最優先に考え、いじめの未然防止や早期発見、早期対応を行い、児童を守る。そのために、日頃から「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を児童一人ひとりに徹底し、「いじめをしない、させない、許さない学校・学級づくり」を進める。また、全職員が一致団結して組織的に対応することを心がけ、いじめがないか継続的に十分な注意を払い、保護者とも連携を図りながら見届けるようにする。

#### (4) 保護者の責務

法の第 9 条に、「保護者の責務」が定められていることを受け、学校と保護者が協力して対応するために、保護者の役割についても明記する。

法：第 9 条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであつて、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめ防止のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、第三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

## 2 いじめの早期発見・早期対応

### (1) アンケート調査等、的確な情報収集

- ・アンケート調査や学級集団アセスメント Hyper-QU を実施する。
- ・朝や帰りのみづめ、健康観察や授業中の様子、保健室での様子などから早期発見に努める。

### (2) 教育相談の充実

- ・学期ごとなど、適宜実施する全児童への教育相談。
- ・スクールカウンセラーによる専門的な立場からのカウンセリングの実施。

### (3) 教職員研修の実施

- ・生徒指導上の問題に関する具体的な事例を通して対応について学ぶ。
- ・スクールカウンセラーによる専門的な知識や具体的な対応例について学ぶ。

### (4) 保護者との連携

- ・いじめが見えにくくなっている実態から、育友会と連携し、保護者と共にいじめ防止のための活動を推進する。

### (5) 関係機関との連携

- ・関係機関との情報および行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図る。
- ・大学心理学科と連携し、児童や保護者のカウンセリングを行う。

## 3 いじめ防止対策推進会議の設置

法 22 条に基づき、下記の構成員による対策会議を設置する。

法：22 条 学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

<構成員>

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、学年主任、学級担任

(必要に応じて)

スクールカウンセラー、育友会本部役員、附属小学校支援協議会

## 4 いじめ未然防止、早期発見、早期対応の年間指導計画（省略）

## 5 個人情報等の取り扱い

- ・個人調査（アンケート等）の結果については、個人情報等の厳重な管理を図るため、耐火金庫に保管する。
- ・いじめ問題が重大事態に発展した場合は、調査組織においてもアンケート調査等が重要資料となることから、当該児童の在籍期間内は必ず保管する。